

「県民満足度調査」の調査名称の変更について

1 変更事由について

従来の行政活動の評価に関する条例に定める県民満足度調査の調査項目に加え、今回から宮城の将来ビジョンの推進に当たって必要な特定項目も調査することに伴い、本調査が県民の県政全般に係る意識を調査するという性質となることから、改めて調査名称を調整する。

第1回～第5回までと、その後の調査は、調査項目及び調査体系が異なっており（宮城の将来ビジョン33取組）、時系列比較が出来ないことから、調査名称を変更することが適当である。

なお、県民満足度調査関係分については、従来どおり同条例及び施行規則に基づき、適切に政策評価・施策評価に反映させるものとする。

2 変更案について

従 来：「第 回 県民満足度調査」

変更案：「平成 年 県民意識調査」

調査項目変更に伴い、「満足度調査」と限定せず、より一般的な呼称「意識調査」とする。

調査項目、調査体系が異なる従来との区別を明確にするため、回数（「第 回」）による表示・区分は行わない。

調査・集計時期が2か年度に亘ることを考慮し、年度による表示・区分は行わない。

